計画作成年度	
	5
計画主体	北海道
	乙部町

乙部町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 乙部町産業課 所 在 地 北海道爾志郡乙部町字緑町388番地 電話番号

0139-62-2872 FAX 番 号 0139-62-2939

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス類、キジバト、タヌキ、ウサ ギ、トド、オットセイ
対象期間	令和5年度~令和7年度
対象地域	乙部町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針(1)被害の現状(令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状			
局部の程規	8 🗎	初	支害数値	
ヒグマ	水稲他	被害金額	550千円	
Cyt	אוווווט	被害面積	0,63ha	
エゾシカ	豆類他	被害金額	2,592千円	
1 999	立規化	被害面積	4.65ha	
キツネ、カラス類、キジ バト、タヌキ、ウサギ	農地での目撃情報があり、若干 食害が発生している状況であ る。		未報告	
	漁具	被害金額 被害件数	153千円 9件	
トド	魚類	被害金額 被害件数	307千円 9件	
	トド被害計	被害金額 被害件数	460千円 9件	
	漁具	被害金額 被害件数	210千円 42件	
オットセイ	魚類	被害金額 被害件数	1,230千円 42件	
	オットセイ被害計	被害金額 被害件数	1,440千円 42件	

(2)被害の傾向

【ヒグマ】

近年、姫川をはじめ館浦、富岡、鳥山、栄浜でヒグマの出没情報が寄せられている。令和4年度は、国道229号の岩盤崩落に伴い、開設された館浦-鳥山間の応急復旧短絡路での目撃情報が多数寄せられ、周辺に民家等はないが防災無線等を通じて注意喚起している。また、富岡や千岱野地区周辺が農業被害が多い地域であり、ここ数年で農作物の被害にそばが含まれてきている。

【エゾシカ】

近年、個体数の増加とともに、水稲を中心とした農作物被害が増加傾向にある。また、道路上での目撃情報が増加し、生活環境被害や人的被害が懸念される。

【キツネ、カラス類、タヌキ、ウサギ】

農業被害の苦情は少ないが、生活環境被害の苦情が寄せられる。

【 トド、オットセイ】

トド被害については、乙部地域における定置網漁や刺し網漁で使用する漁具に穴をあけられる等の直接被害が発生しているほか、刺し網に掛かった魚類を食い荒らす等漁獲物に対する間接被害も発生しているため沿岸漁業に影響を与えている。

オットセイ被害については、乙部町沖5kmで操業しているスケソ延縄漁で発生しているが、トド被害と同様に直接被害、間接被害が多くある。

※ 参考資料として、ヒグマ出没情報マップを添付する(資料1)

(3)被害の軽減目標

指	標	現状値(令和4年度)	目標値(令和7年度)
ヒグマ	被害額	550千円	390千円
Lグマ	被害面積	0.63ha	0.44ha
エゾシカ	被害額	2,592千円	1,815千円
エクシカ	被害面積	4.65ha	3.23ha
キツネ、カラス類、キ ジバト、タヌキ、ウサ ギ	被害額	若干	若干
	被害面積	若干	若干
トド オットセイ	被害額	460千円	322千円
	被害件数	9件	6件
	被害額	1,440千円	1,010千円
	被害件数	42件	29件

(4) 従来講じてきた被害防止対策

<u>(4)征米講</u>	じてきた被害防止対策	
	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	「捕獲体制の整備〕 〇農業及び生活環境被害対策 ・乙部町の非常勤特別職(乙部町鳥獣被害対策 実施隊員)として北海道猟友会江差支部乙部部会 員の中から3名任命。 〔ヒグマ〕 ・住民からの苦情により乙部町鳥獣被害対策実 施隊員へ現地確認要請。民家密集地帯の場合は 町の防災無線により注意を喚起する。また、問 題個体である場合は、道の捕獲許可を受けて箱 わなを設置し捕獲を実施。 ・報奨金は1頭につき4万円	猟友会会員は、高齢化等により年々減少傾向にあり、出動できる会員が限定される。
	〔エゾシカ〕 ・4月から翌年3月にかけて乙部町鳥獣被害対策実施隊員へ有害駆除を要請。 ・報奨金は1頭につき1万1,400円。	
	○水産業被害対策 〔トド〕 ・ひやま漁業協同組合が北海道連合海区調整委 員会からトド採捕承認を受け採捕及び追い払い を実施している。	トドは絶滅危惧種に指 定されているため捕獲頭 数に制限がある。威嚇に よる追い払いは、時間を 経過すると再び集まって くる。
	(オットセイ) ・操業時に漁業者が自ら追い払い等を行っている。	オットセイは臘虎膃肭 猟捕獲取締法により保護 されており、駆除目的で の捕獲は許可されていな い。威嚇による追い払い を行っているが、時間が 経過すると慣れてしまい 効果が薄くなる。
防護柵の 設置等に 関する取組	・平成21年度鳥獣被害防止総合対策事業を活用し電気牧柵を4km(10箇所)設置。・町内姫川地区〜富岡地区	・水稲被害の対策

(5) 今後の取組方針

ヒグマの予防対策については、農作物被害が報告される畑作地帯に対し、現地確認を 行い、実施隊員と箱わな設置の検討や巡回を行うなど対応する。

また、市街周辺で目撃情報が寄せられた場合には、防災無線や看板設置、定期巡回、箱わなの設置を検討し、住民被害が及ばないよう徹底する。

エゾシカの予防対策については、個体数の増加に合わせて、農業被害も増加傾向にある。実施隊員による積極的な捕獲活動を要請し、個体数の増加抑制に努める。

また、エゾシカ対策として農家によるくくり罠の設置等も検討事項とする。

トドについては、絶滅危惧種に指定されていることを考慮し、北海道連合海区漁業調整委員会の「とど採捕承認事務取扱要領」に基づいた捕獲及び威嚇による追い払い等を実施する。また、強化刺網実証試験等の取り組みを行い被害軽減を模索する。

オットセイについては、臘虎膃肭猟捕獲取締法により保護されており駆除はできない。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制の中心的役割を担う鳥獣被害対策実施隊員については、北海道猟友会江差支部乙部部会員の中から任命することとし、身分は非常勤特別職とする。

また、水産業対策としては、北海道連合海区漁業調整委員会の指示に基づき、ひやま漁業協同組合が乙部町沖海域(日本海沿岸)の採捕承認を取得し、同組合の委託を受けたハンターが猟銃で捕獲する。

※参考資料として、乙部町鳥獣被害対策実施隊名簿を添付する(資料2)

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ヒグマ、エゾシ カ、キツネ、カラ ス類、キジバト、 タヌキ、ウサギ、 トド	従来の猟銃による駆除及び箱わなによる捕獲を猟友会により 実施。箱わなについては、ヒグマ用が既存の物を利用し、小 動物用は町費で購入する。トド、オットセイについては、威 嚇による追い払いや強化刺網実証試験等の取り組みを行い被 害軽減を模索する。
6年度	11	前年度の事業継続。狩猟免許取得への斡旋等。
7年度	11	前年度の事業継続。問題点等の検証及び新たな取組みへの検 討。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

被害が現実に発生するおそれが高いときに、当該出没個体を捕獲することとし、数値目標は特に設定しない。ただし、トドについては、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定めた数を上限として捕獲を実施する。

対象	捕獲計画数等			
鳥獣	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
ヒグマ、エゾシ	当該出没個体	当該出没個体	当該出没個体	
カ、キツネ、カ ラス類、キジバ		れが高い時に当該出没個体を		
ト、タヌキ、ウサギ、トド	ついては、北海道連合海区漁業調整委員会指示に基づき、トド採捕実施方針に定め			
リナ、トト	た数を上限として捕獲を実	施する。		

捕獲等の取組内容

ヒグマ捕獲等の取組は、農業被害がみられる成長期から収穫期の主に7月から10月の間に、農家からの被害発生報告によりその都度実施隊員と現地確認を行い、周辺に熊がいた場合には、銃器による捕獲を実施する。また、当該出没個体を捕獲するために、箱わなを設置し、捕獲を図る。箱わなの設置箇所については、北海道檜山振興局環境生活課と協議する。

また、市街地周辺での目撃情報があった場合には、速やかに現地確認を行い、防災無線や看板設置、定期巡回を行い、箱わなの設置を検討するなど住民への被害がでないよ。 う徹底する。

エゾシカ捕獲等の取組は、増加傾向にある個体数を抑制するため、実施隊員に積極的な捕獲活動の要請する。

キツネ、カラス類、キジバト、タヌキ類、ウサギは住民からの苦情によりその都度銃 又は箱わなにより捕獲を実施する。

トドの捕獲予定場所は乙部町沖海域(日本海沿岸)とし、銃器により捕獲する。

※ 参考資料として、箱わな設置予定位置図(資料3)

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

ライフル銃は、命中精度が高く、威力がある他射程距離が長いためヒグマやエゾシカの捕獲手段として適している。捕獲時期としては、ヒグマやエゾシカの活動時期や出没情報等を考慮して捕獲を実施している。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、 その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施 予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
乙部町一円	エゾシカ、タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象			東	Y 備内容		
鳥獣	令和5年度		105年度 令和6年度		令和7年度	
ヒグマ	電気柵受益面積	延長Om Oha	電気柵受益面積	延長Om Oha	電気柵受益面積	延長Om Oha

(2) その他被害防止に関する取組

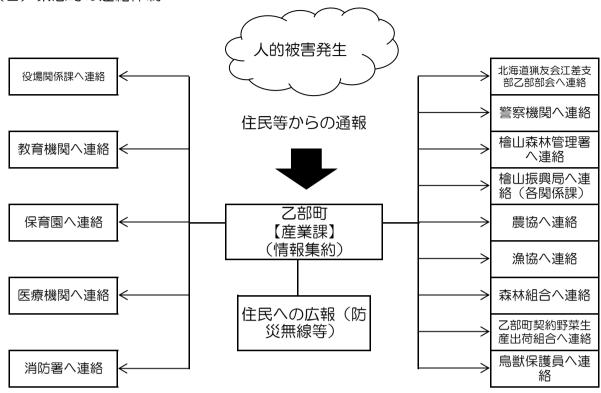
(2) (0)		_
年度	対象鳥獣	取組内容
5年度	ヒグマ、エゾ シカ、キツ ネ、カラス 類、キジバ ト、タヌキ	生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理
	トド	関係部署と連携し実態の把握に努める。
	オットセイ	関係部署と連携し実態の把握に努める。
6年度	ヒグマ、エゾ シカ、キツ ネ、カラス 類、キジバ ト、タヌキ	生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理
	トド	関係部署と連携し実態の把握に努める。
	オットセイ	関係部署と連携し実態の把握に努める。
7年度	ヒグマ、エゾ シカ、キツ ネ、カラス 類、キジバ ト、タヌキ	生ゴミ、農作物の収穫残渣処理の適正管理
	トド	関係部署と連携し実態の把握に努める。
	オットセイ	関係部署と連携し実態の把握に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

【1)関係機関守の役割	
関係機関の名称	役割
乙部町	情報を収集し、防災無線等による住民への周知各関係機関との連絡調整有害鳥獣の捕獲依頼及び被害防止対策
乙部町契約野菜生産出荷組合 新函館農業協同組合厚沢部営 農センター ひやま漁業協同組合乙部支所 乙部町森林組合 鳥獣保護監視員	・被害防止対策の指導、助言
北海道猟友会江差支部乙部部会	• 有害鳥獣の捕獲
江差警察署乙部駐在所及び豊浜 駐在所	被害防止対策の指導、助言等有害鳥獣捕獲時の事故防止

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的に捕獲鳥獣は専用処理施設で処理する。

ヒグマ捕獲後は、「ヒグマ捕獲票」を北海道檜山振興局環境生活課自然環境係へ提出。 北海道ではヒグマの捕獲個体について試料分析をしているため、対象用の部位を送付 する。

〈送付先〉 〒060-0819 札幌市北区北19条西12丁目 北海道環境科学研究センター 自然環境部野生動物科

トドを捕獲した場合は、北海道大学水産科学研究院へ学術研究用の検体として捕獲個体を提供する。

〈送付先〉 〒041-8611 函館市港町3-1-1 北海道大学大学院水産科学研究院

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項 食品として有効利用できるとするとヒグマ又はエゾシカの食用肉が考えられるが、捕 獲頭数が少ないため公共的に消費することは困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

協議会の名称	乙部町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
乙部町産業課	会長は、乙部町長とする。
	事務局は、産業課職員が担当し、協議会に関する連絡
	・調整を行う。被害防除施策の立案・対策の実施指導、
	被害実態調査を行う。
乙部町契約野菜生産出荷組合	農業分野における意見提言及び電気柵の設置及び管理
	を行う。
新函館農業協同組合	農業分野における取りまとめ及び意見提言を行う。
(厚沢部営農センター)	
ひやま漁業協同組合乙部支所	水産分野における取りまとめ及び意見提言を行う。
乙部町森林組合	山林所有者の植栽被害軽減対策及び協力、出没痕跡な
	ど情報提供を行う。
北海道猟友会江差支部乙部部会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施(銃器、
	箱わな及びくくりわなによる捕獲)を行う。
江差警察署乙部駐在所及び豊浜	人身事故確保と安全確保を行う。
駐在所	
鳥獣保護監視員	有害鳥獣関連情報の提供を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
檜山森林管理署	国有林の被害情報の提供及び被害防除対策の実施指導
北海道檜山振興局農務課	被害状況の報告等、被害防除対策の実施指導
北海道檜山振興局水産課	海獣類被害報告等、関係部局との連携調整
北海道檜山振興局環境生活課	ヒグマ捕獲許可

[※] 参考資料として、協議会体制図(資料4)

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊は、猟友会員の中から乙部町が乙部町鳥獣被害対策実施隊として任命し、協議会と連携を図り効果的な捕獲に取り組む。

※ 参考資料として、乙部町鳥獣被害対策実施隊名簿を添付する(資料2)

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

乙部町鳥獣被害防止対策協議会が中心となり、対策を推進していくが、町内他の各種団体等においても積極的な関与を促し集団で取組を進めていく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

乙部町鳥獣被害防止計画は、実態に即したものとなるよう、関係機関と協議の上、計画変更を随時行うものとする。